

公営ギャンブルを提供する組織の社会的責任  
—海外カジノとの比較—

B3EB1123 佐藤貴英

## 目次

はじめに

### 第1章 理論編

1-1 CSRとは

1-2 日本のギャンブルにかかわる法律

### 第2章 分析編

2-1 日本中央競馬会（JRA）

2-2 日本宝くじ協会

2-3 海外カジノ

2-3-1 アメリカ合衆国（ネバダ州）

2-3-2 シンガポール

2-3-3 韓国

### 第3章 考察・提言

おわりに

参考資料

## はじめに

日本には様々な公営ギャンブルが存在していて、競馬、競輪、競艇、オートレース、宝くじなどが行われている。また、2016年12月15日には「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」が成立したことで、日本にも将来カジノを含む統合型リゾート施設（IR）が設立されることになるかもしれない。そこで注目されることはギャンブル依存症患者の増加、治安の悪化といった悪影響が非常に多い。実際、2013年の厚生労働省の調査によると日本人の成人のうち4.8%（536万人）がギャンブル依存症であるという結果が出ているので、注目されるのは当然のことだ。この数字はアメリカ1.4%、オーストラリア2.1%、韓国0.8%、イギリス0.8%など、海外と比較すると非常に大きい数字となっている。そのことも踏まえて、IRが設立されることによる悪影響はもちろんのこと、それによる好影響についても分析していきたい。

本研究では理論編でCSRとは何か、その重要性はどの程度のものなのかということの紹介と日本におけるギャンブルにかかわる法律の紹介をして、分析編で日本中央競馬会と日本宝くじ協会をとりあげて、日本での公営ギャンブルが社会にどのような影響をもたらしているのかということ进行分析していく。その比較としてアメリカのネバダ州、シンガポール、韓国のカジノについての分析を行う。そこで、日本の公営ギャンブルの活動について評価し、今後行っていくべき活動について提言をしていきたい。

## 第1章 理論編

### 1-1. CSR とは

CSR とは Corporate Social Responsibility の略称で、社会的責任と訳されている。ここで、CSR には幅広い概念があり、時代や地域によって様々な捉え方が存在することから、CSR について一つの定義に基づいて考えていきたいと思う。本研究では CSR の定義として『ISO26000』の定義を参考にしたいと考えている。『ISO26000』とは、国際標準化機構が 2010 年に発行した組織の社会的責任に関する世界初のガイダンス文書で、約 100 か国の協力によって実現したものであり、その定義は次の通りである。

「組織の決定及び環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任：－健康及び社会の繁栄を含む持続可能な発展への貢献－ステークホルダーの期待への配慮－関連法令の遵守及び国際行動規範の尊重－組織全体に統合され、組織の関係の中で実践される行動」

（「日本語訳 ISO26000:社会的責任に関する手引」（日本規格協会編集））

CSR は企業の社会的責任という解釈が一般的であるが『ISO26000』の解釈では企業だけにとどまらず、様々な組織が担うべき責任について言及している。このように、CSR とは企業だけでなく、様々な組織が担わなければならない社会的責任へと変化してきていて、日本も含めて世界的に CSR への関心は高まってきている。その背景には、消費者や労働者、投資家、顧客などのステークホルダーが企業や組織の行動に関心を持ち、その収益や営業活動以外の社会貢献や法律の遵守のような組織の誠実さを評価することが増えたことが挙げられる。このような背景により、CSR は組織の評価をするための重要な指標の一つになっている。

### 1-2. 日本のギャンブルにかかわる法律

#### ・刑法 185-187 条

185 条:賭博罪…賭博をした者は 50 万円以下の罰金または科料に処せられる。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは不処罰とされている。当事者双方が危険を負担すること、つまり、当事者双方が損をするリスクを負うものであることを要する。

187 条:富くじ罪…一定の番号札や券を販売し、その後抽選など偶然的な方法で購入者の間に不平等な利益を分配することであり、富くじを発売した者や取次ぎをした者、授受した者が罰を受ける。

刑法 185 条や 187 条から考えると、競馬や競輪、宝くじなどは違法ではないかと考えられる。しかし、競馬や競輪、オートレースや宝くじなどは合法化された公営ギャンブルとして浸透している。それはなぜかという、競馬法や自転車競技法、当選金付証票法などの法律がそれぞれ存在していて、国から許可をもらって運営しているからである。そのため、売り上げの何割かを税収として納める義務があるなどの制約がついている。

## 第 2 章 分析編

### 2-1. 日本中央競馬会 (JRA)

日本中央競馬会は中央競馬を運営している日本中央競馬会法に基づいた特殊法人で、農林水産大臣の監督下に置かれている。その目的は、「競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため」と「国民的レジャーを提供するため」となっている。日本中央競馬会を取り上げた理由としては、競馬や競輪、競艇、オートレースなどのスポーツの公営ギャンブルの中で最も組織の規模が大きく、社会貢献活動も最も活発に行われているためである。

日本中央競馬会は勝馬投票券 (馬券) の売り上げの 10%を第一国庫納付金、決算時の余剰金の 50%を第二国庫納付金として納めることになっている。この国庫納付金のうち 75%を畜産振興費、25%を社会福祉振興費に充てることが定められている。

ここで日本中央競馬会の平成 27 年度の社会貢献活動について確認すると、①地域社会への貢献、②乗馬普及、馬術の振興及び馬事文化の発展等に関する取組み、③環境への取組み、④特別振興事業等の 4 つに分けられる。

①地域社会への貢献では、地域の祭りや事業所周辺の学校教育機関等における人馬の派遣を行い、地域社会との連携、協調を図っている。その他に、防災体制の強化として広域避難所として競馬場を指定していて、防災備蓄品の管理や防災意識の向上に努めている。また、道路整備事業や教育・社会福祉施設整備事業をはじめとする 314 の事業を行い、環境整備を実施している。

②乗馬普及、馬術の振興及び馬事文化の発展等に関する取組みでは、乗馬の普及として馬事公苑や各事業所での乗馬教室や小学校出張授業、馬と直接触れ合う機会を拡充するための馬事イベントを行っている。その他にも馬術の振興、馬事文化の発展への寄与に取り組んでいる。

③環境への取組みでは、リサイクルに関する取組みと温室効果ガス排出対策に関する取組みを行っている。

④特別振興事業等では競馬振興事業、畜産振興事業、払戻金への上乗せ、競走馬生産振興業務への交付、認定競馬活性化計画補助業務への交付を行っていて、事業の実施や交付金の交付を行っている。

このように日本中央競馬会は地域社会への社会貢献活動が目立っている。地域の祭りへの参加、地域の防災への協力、乗馬教室、小学校出張授業などの地域に密着した社会貢献活動が多く、活動は競馬場や各事業所のある一部地域に限られたものが多い。しかし、競馬や乗馬、馬術の振興に取り組むのならば地域を限定するのではなく、全国的に取り組むべきだと考えている。馬の輸送に費用と馬の負担がかかるために、頻繁に行うことはできないが、各事業所や競馬場のある地域に密着した活動と並行して馬との触れ合いが少ない地域に馬事文化の浸透と生き物を通じた教育を行っていくことが今後の活動として求められてくる。

ここからはギャンブル依存症についての取組みについて確認する。日本中央競馬会の紹介のときにも触れたが、勝馬投票券の売り上げの一部を国庫納付金として国に納めることになっていて、その75%が畜産振興費、25%が社会福祉振興費に充てられている。それ以外に社会福祉施設整備事業に取り組んでいて、医療施設への交付を行っているが、日本中央競馬会が独自に行っている活動はない。ギャンブル依存症を未然に防ぐための施策やギャンブル依存症患者の治療にかかわる施策を行っていくべきだと考えている。

## 2-2. 日本宝くじ協会

日本宝くじ協会は地方公共団体が発行する宝くじに関する調査研究、普及広報に関する事業を行い、併せて自治宝くじ関係機関等との連絡協調を図り、もって地方自治の振興及び公益の増進に寄与することを目的とした一般財団法人である。宝くじは全国都道府県及び指定都市が発売団体として総務省から発売許可を受けて、銀行に委託して発売をする。宝くじの収益金の使い道は各都道府県、指定都市によって様々で高齢化少子化対策、防災対策、公園整備、教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われている。なぜ宝くじの発売ではなく、調査研究や広報を行う日本宝くじ協会をこの研究で取り上げたかという、発売元の都道府県や指定都市、その委託を受けた銀行では全国的な規模での活動を行うことが困難だと判断したからである。宝くじという公営ギャンブルがもたらす影響とそれを提供する組織としてのCSRを考えたときに、利用者が全国に存在するからこそ全国的に社会貢献活動ができることが条件だと考えた結果、日本宝くじ協会が最も適切だと判断した。

平成26年度の日本宝くじ協会の社会貢献活動の取組みとしては、社会福祉、社会教

育、青少年育成、安全、文化・観光、地域振興、環境保全などの公益事業に取り組む団体への助成として現物の寄附、助成金の交付を行っている。具体的には、社会福祉として移動採血車や検診車の寄附、社会教育として車いすやベビーカーの寄附、青少年育成として小学生用教材の寄附、安全として交通安全機材や防災管理教習用機材の寄附、地域振興として武蔵野台駅南口の原付自転車駐車場の設置、環境保全として宝くじ桜や宝くじ松の寄附などを行っている。これらの助成は日本宝くじ協会が募集をしていて、それに申請することによって助成が受けられるというものである。この助成を見ると、社会福祉から環境、安全、地域振興まで幅広く社会貢献活動を行っているように見える。しかし、ギャンブルに依存しないための啓発活動やギャンブル依存症の治療を行う団体への助成は申請がないからという理由もあると考えられるが、助成事業実施状況からは見られない。そこで、募集を行い、申請があった団体への助成は選考の後に行うのは当たり前だが、申請がない団体にも呼びかけを行うことが重要だと考えた。自分たちの団体はギャンブルを提供している、またはその広報や調査研究を行っているということをしっかりと認識したうえでさらなる社会貢献活動に取り組んでほしい。

### 2-3. 海外カジノ

ここからは、海外カジノについて述べていく。カジノを合法化している国はアメリカ（一部の州を除く）、韓国、イギリス、フランス、シンガポールなど 120 か国以上もある。今回はアメリカのネバダ州とシンガポールと韓国のカジノの実態から日本が学び、取り組むべき活動について考えるための比較対象とする。

#### 2-3-1. アメリカ（ネバダ州）

アメリカ、ネバダ州ラスベガスのカジノから **MGM Resorts International** の CSR を分析する。**MGM Resorts International** はネバダ州ラスベガスに本社を置く統合型リゾートの設計、開発、運営を行う会社でホテル、レストラン、商業施設、ゲーミング施設などのリゾート体験を提供している。

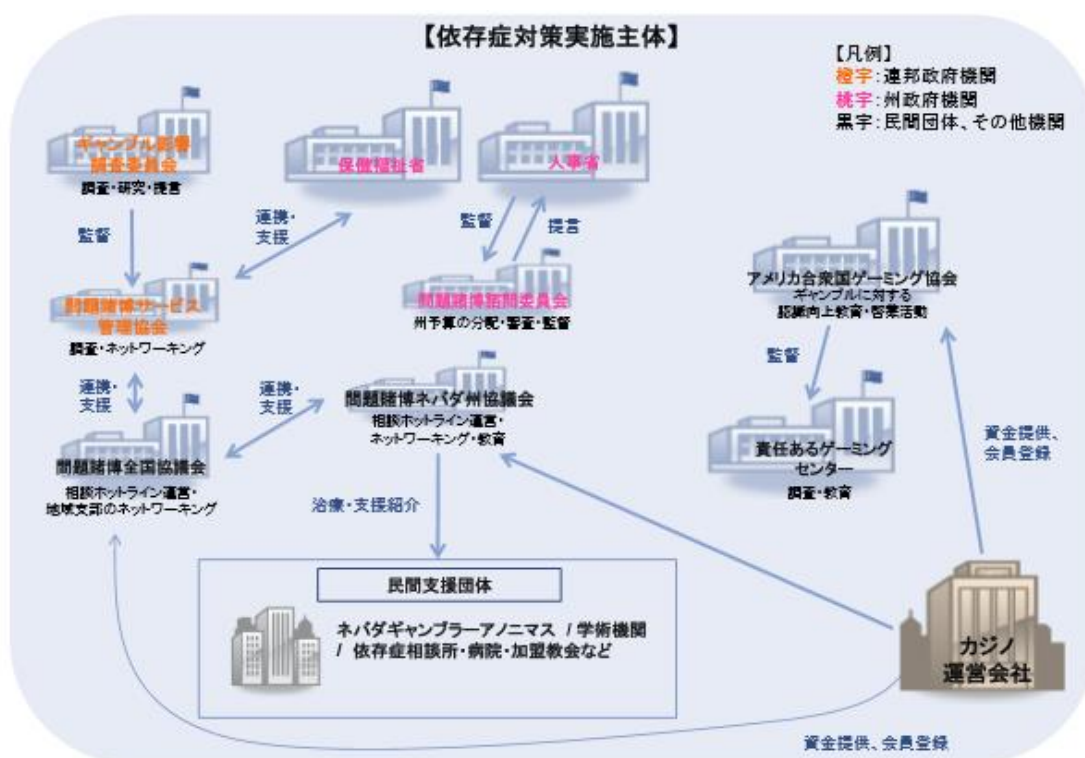
その CSR を確認すると、2013 年に地元の公立学校に 10 万点以上の教材、学用品を寄贈している。同年、ラスベガスの代表的なフードバンク「**Three Square**」に 461 トンの缶詰類を寄付し、非営利団体における単一企業での歴代最大量を記録している。さらに、

「**Corporate Charitable Giving Program**」という **MGM** リゾーツ企業慈善寄付プログラムを通じて年間数百万ドルの寄付をして 1000 以上の慈善団体を支援している。これらの活動はほんの一部であるが、このような活動が評価され、ネバダ州知事によってネバダ州屈指のボランティア活動の一つだと認められている。

社会貢献活動の他にもゲーミングに対する自主規制が行われている。その活動として

は、MGM リゾーツが運営するなどの施設においても責任あるゲーミングに関する規範を打ち出す、規定年齢以下のゲーミング行為および同伴者なしのカジノへの入場を禁止する、警備担当者はカジノエリアで入場の年齢規定を遵守すべく一人として看過することなく厳格に対応できるように十分な訓練を受ける、ギャンブルで問題を抱えているお客様にはギャンブルから自らを遠ざけることのできる対応措置も講じる、アルコールの提供に対して責任を持ったサービスの推進、ギャンブル依存症の対応も含め、お客様に対して責任あるゲーミングのための情報提供を行う、パンフレットの配布などを行っている。このパンフレットとは「When the Fun Stops」(楽しみが終わる時)には地域のギャンブル依存症の問題に対応する連絡先情報が記載されている。また、「Guide to the House Advantage」(カジノ側の優位性に関するガイド)にはカジノにおける勝敗の確率などについての説明が記載されている。このような活動の他にネバダ州ゲーミング管理局に対して毎年 200 万ドルを拠出している。アメリカゲーミング協会への寄附を行ってギャンブル依存症対策に取り組んでいる。

ネバダ州のギャンブル依存症対策に関連する組織の関連図があるので掲載する。



(出典:各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

東京都 平成 26 年度海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託報告書より)

このようにネバダ州では連邦政府機関、州政府機関の複数の行政機関が連携して行政やカジノ、医療機関、民間支援団体などによって包括的な連携が行われている。依存症への対



応をする民間団体が多く、ゲーミングの業界団体や NPO 法人、学術機関等の協力でギャンブル依存症対策に取り組んでいる。カジノ事業者に対し、法規制上自己排除プログラムの導入が義務付けられているが、ホットラインの運営や従業員に対する教育等、独自の対策を行っている場合も多く見られ、カジノが合法化されている国の中では比較的自由な統制がとられている。また、精神疾患等に関するセラピーや研究が進んでいて、調査・研究機関が多く治療の充実度が高い傾向にあるということも特徴の一つである。

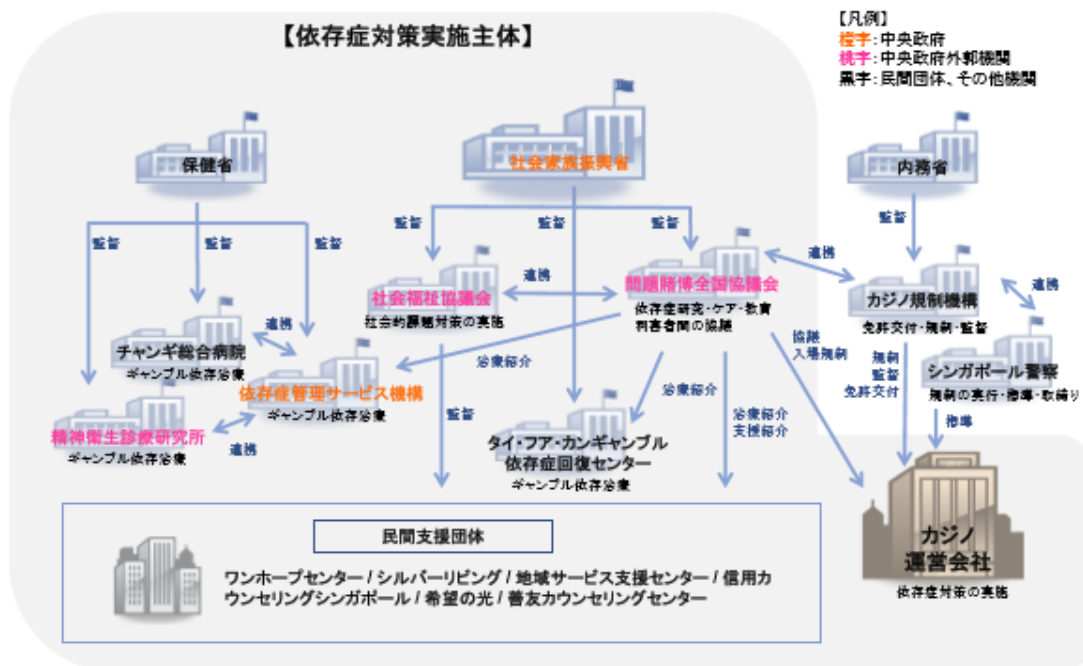
また、ネバダ州ではギャンブル依存症の人がカジノへ入場することができないように制限をしなければならないと法律で定められている。この規定により、排除認定者のリストが作成され、リストに掲載された人はすべてのカジノへの立ち入りが禁止される。それに伴い、ギャンブルへの依存がみられる人に対してカジノから排除の自己申請を行うように助言をするということを義務付けられている。

ギャンブル依存症の治療を行う民間団体では、研究目的で治療を行う場合があり、その場合は無料または廉価で治療を受けることができる。また、ギャンブル依存症対策のための独立した医療機関が治療を行うことが多く、薬物依存症やアルコール依存症の人と同じ施設で治療を行っている場合もある。

### 2-3-2. シンガポール

シンガポールは 2010 年にリゾート・ワールド・セントーサとマリーナ・ベイ・サンズの二つのカジノを含む大型リゾート施設が開業したばかりのカジノ新興国である。そこで日本にも参考になる点が多いと考えられる。

シンガポールの IR 施設の CSR の特徴としては、ギャンブル依存症対策に強く力を入れていることが挙げられる。ここで、シンガポールにおけるギャンブル依存症対策に関連する組織の関連図を掲載する。



(出典:各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成  
 東京都 平成 26 年度海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託報告書より)

シンガポールのギャンブル依存症対策は複数の行政機関が連携し、その監督下に置かれている外郭団体も多い。行政、カジノ、医療機関、民間支援団体などによる包括的な連携が行われていることがわかる。

カジノで行われているギャンブル依存症対策は、シンガポールの国民、永住者、居住者から入場料の徴収を行う (24 時間入場券:100S\$, 年間入場券:2000S\$)、自己排除・第三者要請による顧客排除プログラムを採用する、カジノ及びカジノ賭博にかかわる広告を禁止する、カジノ施設内に ATM の設置を禁止する、生活保護対象者の入場を禁止するなどの取組みを行っている。入場料の徴収は外国人には行われていない点や自己排除・第三者要請による顧客排除プログラム、生活保護者の入場禁止を行うためにカジノへの全入場者の ID チェックを行っている。顧客排除プログラムはギャンブル依存症者及びギャンブル依存症の可能性のある人をカジノへ入場できないよう制限し、ギャンブル依存症を最小化するために、カジノへの入場規制を実施している。ギャンブル依存症者自身又は家族、第三者機関が申請することができ、第三者機関による申請の対象者 (被申請者) は、ゲーミングによる債務未返済による破産者、生活支援者又は住宅開発委員会 (Housing and Development Board) からの賃借料を 6 か月以上遅滞している者が対象となり、対象者が自動的に排除申請される仕組みとなっている。

民間支援団体の活動として、ギャンブル依存症の者だけでなく、その家族を含めたカウンセリング等の回復プログラムや教育を実施している機関が多い。また、依存症者はゲー

ミングによる債務を伴う場合があることから、資産管理教育等も開催している。なお、多くの民間支援団体は、寄付金によって運営されている

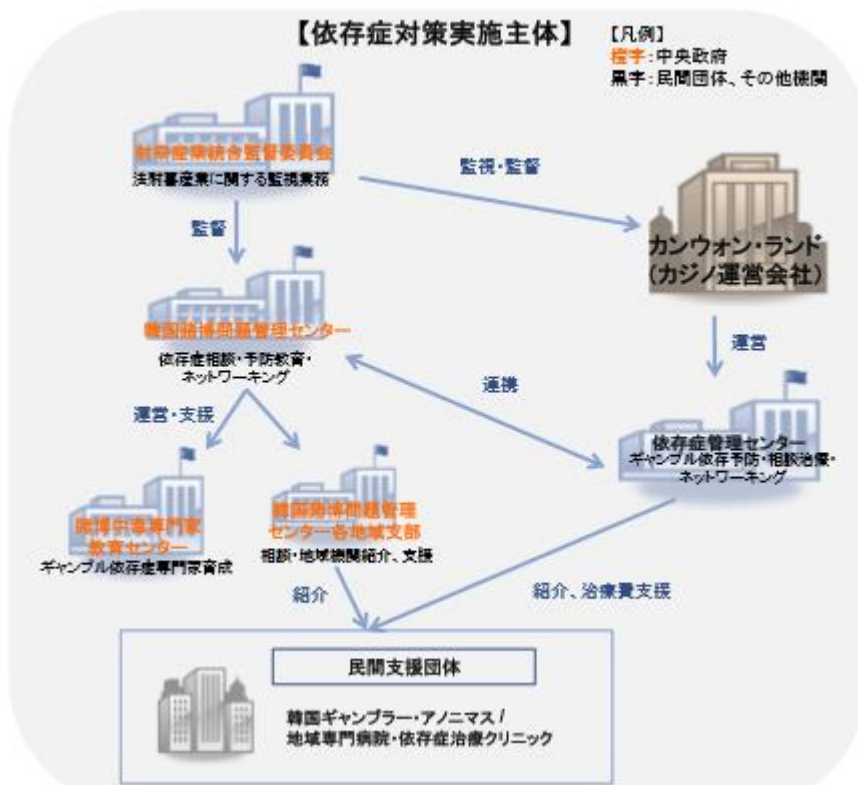
カジノ新興国であるシンガポールでは、カジノ合法化の閣議決定を行う段階で、カジノ導入により危惧される社会問題に対し専門の行政機関を設立して対策を講じる旨を発表し、実際に、カジノ合法化が閣議決定された4ヵ月後の2005年8月に、問題賭博国家協議会（National Council on Problem Gambling : NCPG）を設立した。この団体は、本人が申請する自己排除プログラムだけではなく、家族または第三者機関からの申請で登録が可能な家族強制排除プログラムや第三者強制排除プログラムも運営している他、賭博や賭博依存に関する教育・啓発活動、調査、依存症予防サービス・カウンセリングサービスの実施、ホットラインの設置を行っている。

これらのことから、シンガポールのギャンブル依存症対策は民間団体や医療機関が連携しているが、行政機関が果たす役割が大きいといえる。また、シンガポールではカジノができたことにより、行政機関がギャンブル依存症対策を整備したことでギャンブル依存症の発症率は低下した。なぜなら、その整備により、今まで治療を受けられなかったギャンブル依存症に陥っていた人も治療を受けられるようになったからということと、カジノでギャンブル依存症にならないようにし、なった場合でもカジノから排除されるというプログラムの適用によって減少したと考えられる。

### 2-3-3. 韓国

韓国は、カンウォンランドというカジノ以外は海外観光客、外国人のみ利用できるため、カジノのギャンブル依存症対策を行う機関が少ない。ギャンブル依存症の本人及びその家族に対するカウンセリングや治療は民間団体や自助グループによって行われていることが多く、国や自治体のサービスとしての治療期間は少ない。その背景には、韓国民が利用することができるカジノが開業されたのが2000年だからということが挙げられる。

2010年に開業されたシンガポールにしっかりとしたギャンブル依存症対策の体制が整っていることからその指摘は不適切のように思われるかもしれないが、2000年以前は外国人向けのカジノのみを許可していたためにその名残として対策が不十分なままだと考えられる。ここで、韓国のギャンブル依存症対策に関連する組織の関連図を掲載する。



(出典:各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

東京都 平成 26 年度海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託報告書より)

カンウォンランドでは、賭博中毒専門家教育センターと協力し、カジノへの入場制限を行っている。入場制限は、本人、家族、第三者賭博中毒専門家教育センターのコンサルタント及びカンウォンランドの従業員が申請できる。賭博中毒専門家教育センターは、利用者のカジノへの入場回数をチェックし、1 か月に 15 日を超えて入場しようとする者について、その月の入場を制限している。また、カンウォンランドでは、2011 年にギャンブル依存症対策の専門機関として依存症管理センターを設立した。そこでは、ギャンブル依存症の予防教育、治療、調査・研究等が行われている。それに加えて、カジノからの排除の管理を行うため、排除取消申請を審査する審査委員会を発足させ、結果通知も行っている。民間団体の取組みとして、国際的なギャンブル依存症者救済組織であるギャンブラーズ・アノニマスの韓国支部として、韓国ギャンブラーズ・アノニマスがある。ギャンブル依存症者の自発的意思によって当該組織に参加し、運営されている。また、韓国ギャンブラーズ・アノニマスと連携を行っている団体として、ギャンブル依存症者の家族による自発的集まりがある。両団体は、ギャンブル依存症者に対するカウンセリングや、依存症者及びその家族同士のネットワーク、予防やギャンブル依存症に関する正しい知識の普及等を行っている。

### 第3章 考察・提言

日本中央競馬会、日本宝くじ協会、アメリカネバダ州、シンガポール、韓国のカジノのCSRについて分析したことからの考察を述べる前に、日本のギャンブル依存症対策が現在どのように行われているのか、という現状と実態を確認する。ギャンブル依存症について説明すると

「この障害は、社会的、職業的、物質的および家庭的な価値と義務遂行を損なうまでに患者の生活を支配する、頻回で反復する賭博のエピソードから成り立っている。この障害を有する人びとは、自分の仕事を危機に陥れ、多額の負債を負い、嘘をついたり法律を犯して金を得たり、あるいは負債の支払いを避けたりすることがある。患者たちは、賭博をしたいという強い衝動を抑えることが困難であり、それとともに賭博行為やそれを取り巻く状況の観念やイメージが頭から離れなくなると述べる。これらの没頭や衝動は、生活にストレスが多くなると、しばしば増強する。」

(ICD-10 精神および行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン、1993、(F63.0))

となっていて、日本ではギャンブル依存症を依存症に含まずに、行動の障害と医学的に定義されているということもあって、その対策は海外と比較すると遅れている。その対策としては、一部の病院やクリニック、診療所においてギャンブル依存症への対応を行っている。しかし、その対応はギャンブル依存症対策プログラムを用いて対応している機関や自助グループへの結び付けのみを行っている機関も存在し、医療機関によって活動内容は異なっている。その他にはギャンブラーズ・アノニマスを筆頭に自助グループがいくつか存在し、無料でミーティングセッションを行っている。日本のギャンブル依存症対策はこれらの活動しか行うことができている状況にある。現状として、ギャンブル依存症の人の割合が海外と比較して高いにもかかわらず、ギャンブル依存症対策が不足していて、具体的には治療できる機関の人材不足、自助グループ（ギャンブラーズ・アノニマス）や家族会（ギヤマノン）支援の不足、ギャンブル依存症の理解や研究が進んでいないことが挙げられる。海外のような政府と民間団体との連携もなかなか見られず、厚生労働省がホームページでギャンブラーズ・アノニマスやギヤマノン、医療機関の紹介を行っていることが連携の一つとなっている。この日本のギャンブル依存症対策の現状について理解したところで、今回の研究の考察に移りたい。

日本中央競馬会と日本宝くじ協会のCSRは社会貢献活動としての役割が大きい。競馬や馬術などの振興、普及に寄与している点と宝くじの広報を務め、幅広い分野への助成を行い、宝くじの理解と普及に寄与している点が似ていると考えた。同様にギャンブル依存症対策を自主規制として行っていないという点も一致している。ギャンブル依存症の対策をするということは、利益を獲得するという目的とは相反している行動だが、誠実で公正

な公営ギャンブルを提供する組織としては利益を追い求めることよりも、ギャンブル依存症対策を予防するという面と、治療するという面の両方からアプローチをかけていく必要があると考える。今後、IR が設立されたときに IR ではもちろん厳しいギャンブル依存症対策に取り組まれるだろうが、その他の公営ギャンブルを提供する組織に関してもギャンブル依存症対策に面と向かって向き合い、行動をおこすことが重要になってくる。

ギャンブル依存症対策に取り組むとなると、一法人の活動だけでは効果的ではない。そのため、行政や医療機関、自助グループなどとの協力が必ず必要になる。協力を得るためには、政府のギャンブル依存症は依存症に含まずに行動の障害という医学的定義に基づいていることから変えていかなければならないと考える。海外では薬物依存症、アルコール依存症と同様にギャンブル依存症も依存症の一つだと定義している国もある。医学的定義を変えるに至らなくても、行政がその認識を改めなければ、ギャンブル依存症という大きな問題を解決できないだろう。

ここからは、分析編で行った海外カジノの CSR を参考にして私が考える公営ギャンブルの CSR を将来設立されるかもしれないカジノのことも含めて提言する。

- ・社会貢献活動の幅を広げる。

これは、日本中央競馬会の分析のところでも書いたが、地域に密着した社会貢献活動が多い。競馬場、事業所の地域に根差した活動はもちろん評価すべき活動だが、競馬や馬術の振興、普及を考えるのであれば、馬との触れ合いの機会が少ない地域に進んで活動の範囲を広げていくべきだと考える。

- ・助成金の募集枠と確定枠を分割する。

これは、日本宝くじ協会の分析のところでも書いたが、様々な分野への助成を行っているが、ホームページで募集を行い、申請があった中から選考して助成を行うかどうかを決めているので、それだけではなく、特にギャンブル依存症対策のために医療機関や自助グループなどへの助成は毎年の確定枠として取組みを継続してほしい。

- ・競技場や施設の内部に ATM を設置しない。

これはシンガポールのカジノの取組みを参考にした。日本の競馬場のような競技場やカジノの施設内に ATM を置くことによって、お客様がお金を引き出しやすい状況を作り出していることがギャンブル依存症者ののめりこみを助長しているからである。施設の外に ATM があると、一度冷静になる機会が与えられるためにギャンブル依存症の予防策の一つになると考えられる。実際に、競馬場ではレースが終わるたびに競馬場内の ATM にお客様が集まり、利用している光景が見られるため、これを改善するべきである。

- ・入場制限を設ける。

これは、年齢確認をして未成年の利用を不可能にするという点と生活保護受給者がギャンブルを行っていることが問題になっているため、生活保護受給者やギャンブル依存症の人に入場制限を設けて利用できなくなるようにするという点の二つの視点から効果的な対策だと考えられる。ここには、マイナンバーを利用することで国民が生活保護受給者であるか、成人であるかといった判断をすることができる。ギャンブル依存症だと自分または家族が申告することによって施設から排除されるシステムも効果的だと考えられる。そうすることで、入場への手間はかかってしまうが、確実に管理することができる。

- ・政府とギャンブルを提供する組織、民間団体の連携を行う。

これは、アメリカネバダ州やシンガポールに見られたように行政とギャンブルを提供する組織、医療機関、民間団体等の連携を作り上げて、ギャンブル依存症の人の治療や予防のために国、自治体が進んで協力をすることが重要だと考えている。特に自助グループのギャンブラーズ・アノニマスとの連携をさらに図るべきだと考えていて、その理由としてギャンブラーズ・アノニマスは世界的に活動しているグループで海外では実績がある。しかし、日本では知名度の低さや支援の不足が影響して、活動の幅がせまいことが挙げられる。だからこそ、しっかりと連携して日本での活動を認識してもらうことが重要である。また、この連携の中に大学や高校を巻き込んで、ギャンブルの危険性について教育をして、将来ギャンブル依存症になりえる人を少しでも減少させる努力をしていくことも必要だと考えている。ここには、MGM リゾーツが行っていた施策でパンフレットを配布するという方法を利用できる。地域のギャンブル依存症の問題に対応する連絡先情報が記載されているものや、ギャンブルの優位性について記載されたパンフレットを配布することで、教育としてギャンブル依存症の減少に貢献できるのではないだろうか。

おわりに

今回の研究を通じて、公営ギャンブルやカジノが社会に与える影響について改めて確認し、理解を深めることができた。今回の内容は利益追求と相反する依存症対策との線引きをどこにするのかということに大変悩んだ。また、2016年12月15日に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」が成立したというタイムリーな時期にこの論文の作成が重なったことは、毎日のように新たな情報が飛び交っていて苦勞する点多かったが、有意義な時間となった。また、今回公営ギャンブルが与える良い影響について、例えば雇用の創出や税収の増加、インバウンドの増加などの影響についても深く分析をしたかったが、ギャンブル依存症対策が日本には海外と比較するとあまりにも少なすぎるという現状に衝撃を受けて、論調が負の影響に対して、どう対処するのかという方向に傾きすぎていた点は反省したい。2025年大阪万博に向けてIRが作られる可能性もあり、様々な問題を抱えながらも進んでいくであろうIRに今後も注目が集まることだろう。私もIRが日本でどのくらいの経済効果や社会影響をもたらすのかということに非常に興味があるので、これからも目を離さずにその動向を見守りたい。

最後になるが、本論文を執筆するにあたり、様々なアドバイスをくださった高浦先生、多角的な意見をくださった高浦ゼミナールの皆さまには、この場を借りて感謝申し上げます。



## 参考資料

「企業倫理」(D・スチュアート) 2001年 白桃書房

「企業の社会的責任(CSR)の徹底研究 利益の追求と美徳のバランス―その事例による  
検証」(デービッド・ボーゲル) 2007年 一灯舎

「刑法各論講義」(前田雅英) 1999年 東京大学出版会

日本中央競馬会(JRA) <http://www.jra.go.jp/>

日本中央競馬会(JRA) 平成27事業年度 事業報告書

[http://company.jra.jp/0000/keiei\\_pdf/02/houkoku27.pdf](http://company.jra.jp/0000/keiei_pdf/02/houkoku27.pdf)

一般財団法人日本宝くじ協会 <http://jla-takarakuji.or.jp/>

日本宝くじ協会 平成26年度 社会貢献広報事業実施状況

[http://jla-takarakuji.or.jp/data/josei/H26\\_01.pdf](http://jla-takarakuji.or.jp/data/josei/H26_01.pdf)

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

東京都 平成26年度 IR(統合型リゾート)に関する調査業務委託報告書

<http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/jigyo/announcement/ir-chosa/irchosaitaku1.pdf>

MGM リゾーツ・インターナショナル <http://www.mgmresorts.co.jp/>